平成２８年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目31ＣＡＳＡＳＨＵＲＩ３－Ｄ号室
破産者　拓陽建設株式会社
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０３８号
東京都立川市栄町６丁目６番地の13立川グリーンタウン４号
破産者　渡邉　　剛
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３７０号
東京都多摩市鶴牧１丁目４番地の10アネックス鶴牧601
破産者　近藤　憲之
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６２０号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目16番12号
破産者　石川　史明
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７５０号
札幌市西区八軒７条西10丁目１番60―1101号
破産者　山口　賢二
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０４９号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目５番32号　パステル月寒東Ａ―206号
破産者　太田　博人
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４１号
三重県三重郡朝日町大字縄生362―１　フルラージュⅡ103号、開始決定時の住所名古屋市名東区引山２丁目210番地　ベルネージュ101号
破産者　安達　満宏
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８７号
愛知県津島市橘町４丁目31番地　橘コーポラスＡ棟205号
破産者　山崎　　基
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５５号
名古屋市東区徳川２丁目９番18号　メナージュ徳川Ｂ－７号
破産者　田中　聖美
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６１６号
愛知県愛西市大野町山156番地、開始決定時の住所愛知県愛西市大野町未176番地１
破産者　小川　國光
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８８号
名古屋市瑞穂区日向町１丁目20番地の２、開始決定時の住所名古屋市天白区八事山128番地　ベリスタ八事山1101号
破産者　今瀬　浩二
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７５号
京都府乙訓郡大山崎町大山崎白味才１―14、住民票上の住所神戸市灘区灘北通３丁目２番12号
破産者　田中　俊光
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９号
兵庫県川西市多田院西１丁目１番６号
破産者　友成　　均
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
福岡県みやま市瀬高町上庄1784番地１、開始決定時の住所福岡県小郡市三沢4745番地２
破産者　佐々木博人
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４２号
大分県宇佐市子安町３丁目16番地　市営子安団地１棟201号
破産者　小原　有美
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬柳町６番１号（２―15号）
破産者　平井　行治
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目14番３号　フェリスＫ101号
破産者　窪田　　保
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係